

くらしの安心情報

情報ファイル NO.88

平成 22 年 5 月 12 日

職場で生命保険加入の勧誘を受け申込みました。クーリング・オフしたいのですが…。

相談内容

【相談者 20 代 男性新入社員】

5 日前、職場の昼休みに保険会社の営業職員から生命保険加入の勧誘を受けました。限られた時間だったので説明された内容をよく理解できないまま、勧められる保険を申し込んでしまいました。後でよく考えると保険の仕組みもよくわかっていません。クーリング・オフできるでしょうか。

対処方法

生命保険は自分のライフプランの中で、リスクを補うために加入するものです。昨今、保険種類が多様になり、また特約など保険内容や仕組みが大変複雑になっています。消費者が契約内容を理解できなかったり、加入時の事業者側の説明不足が原因のトラブルが多くあります。

- ・生命保険のクーリング・オフは、保険業法等で、「『クーリング・オフに関する書面を受取った日』または『申込日』のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内に文書で申込みを撤回することができる」と定められています。()
- ・相談者には、クーリング・オフ期間内なので、保険会社にクーリング・オフの書面を郵送するよう、また、今後、理解や納得のできない契約はしないよう助言しました。
- ・困ったら、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
- () 保険期間が 1 年以内の契約の場合など、クーリング・オフができない場合があります。

あなたには、これがおすすめですよ！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)